

令和 3 年 5 月 24 日
海事局外航課

海運先進国当局間会議の開催結果について ～新型コロナウイルス拡大への対応や公正な競争条件の確立等について 海運先進国間の連携を呼びかけました～

- 令和 3 年 5 月 20 日(木)、海運国の担当部局が出席する海運先進国当局間会議 (Consultative Shipping Group:CSG) が WEB 形式で開催されました。
- 我が国から、主に船員交代、EU 排出権取引制度 (EU-ETS) 及びパナマ運河通航料金について意見表明等を行いました。

※海運先進国当局間会議 (Consultative Shipping Group:CSG) は、毎年 1 回開催される海運自由の原則を推進する 18 ヶ国の海運当局間の政策対話の場で、海運主要国が多国間で集まる唯一の会議。特定国の国際海運に関する市場参入を制限する規制又は政策等に対して、自由で公正な競争条件の確立に向けた取組を行っている他、航行安全及び海洋環境保護等幅広いテーマに関する意見交換を実施。

(1) 開催日時及び参加者

日 時：令和 3 年 5 月 20 日(木) 19:00～21:00 ※WEB 形式で実施

参加者：海運先進国当局間会議メンバー国*及び欧州委員会 (EC) の海運政策担当者

*デンマーク (議長)、日本、ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、英国

(2) 我が国の主な発言概要

① 船員交代

円滑な船員交代については、昨年 9 月に採択された国際海事機関 (IMO) の海上安全委員会決議を踏まえ、引き続き関係省庁と連携するとともに、IMO における国際的な議論にも取り組むことを表明しました。

② EU 排出権取引制度 (EU-ETS)

EU-ETS の進捗状況について、欧州委員会 (EC) から報告されるとともに、我が国から、国際海運にかかる CO₂ 排出に対する規制は IMO におけるグローバルな枠組において議論すべきであり、EU-ETS を国際海運に適用すべきでないとの見解を表明しました。

③ パナマ運河通航料金

通航料金について、関係者への十分な周知期間がないまま変更がなされないよう、問題提起し、CSG メンバー国と認識を共有しました。

【問い合わせ先】

海事局外航課 池田、大熊 (内線 43-361、43-354)

電話：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8620 (直通) / FAX：03-5253-1643

